

# 令和7年度 第5回 伊勢地域公共交通会議

日時 令和8年1月19日（月）15時30分～  
場所 伊勢市役所 東館5階5－3会議室

## 事 項 書

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- ・議案第1号 伊勢市地域公共交通計画について
- ・議案第2号 土路今一色線の再編について
- ・報告第1号 自動運転バス実証事業について
- ・報告第2号 伊勢市「日本版ライドシェア」長期実証事業について（途中経過）
- ・報告第3号 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に関する  
事業評価の内容について

### 3. そ の 他

### 4. 閉 会

## 伊勢市地域公共交通計画について

### 1 パブリックコメントの結果報告と計画最終案について

令和7年12月18日（木）～令和8年1月12日（月・祝）の期間に実施したパブリックコメントの結果を報告します。また、パブリックコメントと委員の皆様から寄せられた意見を受けて修正を行った計画最終案について説明します。（0119計画最終案）

#### （1）パブリックコメントの結果について

##### 1 パブリック・コメント実施の概要

###### （1）意見募集期間

令和7年12月18日（木）～令和8年1月12日（月祝）

###### （2）意見の周知方法

- ・伊勢市公報
- ・広報いせ（1月1日号）
- ・伊勢市ホームページ
- ・伊勢市行政放送（文字放送） 等

###### （3）閲覧場所（18か所）

- ・伊勢市役所（本館1階市民ホール、総務課、観光振興課）
- ・総合支所生活福祉課（二見・小俣・御園）
- ・支所（神社、大湊、浜郷、宮本、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
- ・伊勢図書館
- ・生涯学習センターいせトピア
- ・二見生涯学習センター

###### （4）意見提出の対象者

伊勢市内に在住または通勤、通学している方など

###### （5）意見募集の結果

意見者数 3人（5件）

（提出方法：持参、メール、オンラインフォーム）

## 2 意見内容及び市の考え方

No.	意見対象箇所	意見内容（一部要約）	市の考え方及び修正内容
1	17 ページ 3 伊勢市地域公共交通網形成計画（R2 年 3 月改訂）の目標達成状況  近年の取組	伊勢市での自動運転バス試行を中止し、白紙に戻すことを求めます。まず、導入を急ぐ必要性が不明瞭であり、予算 7500 万円の使い道として優先度が低い点が挙げられます。自動運転バスの導入は雇用減少や税収減を招きます。さらに高額車体の購入、環境負荷、AI 安全性への懸念があり、運営主体の不透明性も問題です。物価高騰に対応した民生予算を優先すべきで、公聴会開催と市民意見の反映を求めます。	現行のままとします。  <b>【理由】</b> 近年の取組を説明するページであるため、現行のままとします。 自動運転バスの導入は、運転士不足が喫緊の課題である中、観光と生活の双方の路線を確保・維持していくために必要な事業であることから、国と県からの補助金を活用しながら、計画通り取組を推進していくこととします。
2	21 ページ 4 公共交通の目指す姿	21 頁に「バス利用者が減少し、運行の改善を検討する地域」（改善検討エリア）が示され、「新たな移動手段について検討」すると書かれています。  これらの地域はバスの本数が少なく極めて不便な状況が続いている。隣接する町（玉城町、明和町、多気町、南伊勢町）ではデマンド方式の移動手段を導入し利便性を向上させていますが、伊勢市では都市計画税を特別に徴収しておきながら、なぜこんなに不便なのですか。「新たな移動手段」としてデマンド方式の早期導入を強く求めます。	現行のままとします。  <b>【理由】</b> 「新たな移動手段」の導入に関しては、当市の実情に即した交通サービス（デマンド方式の移動手段を含む）を慎重に選定し、住民の皆様にとってより便利で利用しやすい移動方法を提供できるよう、早期の実現に向けて取り組んでまいります。

3	21 ページ 4 公共交通の目指す姿	<p>汐合停留所から宇治山田駅への朝 7:07 の便が昨年廃止となつたことにより、通勤利用が困難になった。現役世代の利便性向上のため、バス停やダイヤの改善が必要。かつて駅があった汐合は文化的に重要なエリアだが、廃線後バスが代替役を十分果たせておらず、観光や通勤需要を満たしていない。二見線の増便や路線の再構築、さらに光の街地区周辺において参宮線の駅新設を市が働きかけることで、通勤・通学、観光客、施設利用者も取り込んだ地域の活性化と、公共交通の利用促進が期待できる。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>二見エリアは21 頁に示す通り、「改善検討エリア」に指定しておりますので、現役世代の利便性向上や観光需要への対応も含め路線整備の改善を検討してまいります。また、参宮線の駅新設については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
4	26 ページ 5 計画目標と実施事業	<p>26 頁に「次世代公共交通の導入」として、自動運転バス、連結バス、小型電気バスの導入に取り組むと記述しています。伊勢市は次世代公共交通の導入として自動運転バス等に取り組み、令和 7 年度には実証実験に 7,500 万円、車体購入に 9,000 万円を費やす計画です。一方、住民が利用するおかげバスや沼木バスの予算は年間 <u>1,619 万円</u> <u>(※)</u> と低額で、令和 12 年度まで据え置かれる予定です。このアンバランスな計画、公的資金の使い方には賛成できません。計画の「次世代公共交通の導入」に懸かる部分は削除し、住民の足を確保する公的資金の投入を積極的に行い、便利にしてください。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>自動運転バスの導入は、運転士不足が喫緊の課題である中、観光と生活の双方の路線を確保・維持していくために必要な事業であることから、国と県からの補助金を活用しながら、計画通り取組を推進していくこととします。</p> <p>(※) 公的資金投入額は市の支出額と国からの補助金額を合わせたもので、正しくは <u>1億 6,192 万円</u> となります。</p>

5	26 ページ 5 計画目標と実施事業	26 頁に地理的な交通空白の定義について「本市ではバス停や駅から 300m 圏外」と記述していますが、この距離は健常者向けの基準であり、高齢者や病弱者にとっては平地であっても歩行に困難を感じる距離です。また、バスの便が 2 時間に 1 本程度では、非交通空白地域でも利便性が十分とはいえません。交通空白の定義を住民の実感に沿った基準に改め、もっと住民の意見を反映した表現にしてください。	現行の基準に、「勾配や地形等の要因により、地元から要望があり、伊勢地域公共交通会議が交通空白地域と認める地域」を追加します。
---	-----------------------	---	--

## (2) 前回からの修正箇所について

No	該当 P 等	修正前	修正後	修正理由
1	27 上から 3 行目	本市ではバス停や駅から 300 m 圏外となる地理的な交通空白と、	本市ではバス停や駅から 300m 圏外となる <u>地域に加え、勾配や地形等の要因により、地元から要望があり、伊勢地域公共交通会議が交通空白地域と認められる地域における</u> 地理的な交通空白と、	パブリックコメントより、下線部を追記
2	26 中段 2 行目	今後県立高校の統廃合や、	今後 <u>市内の中学校および</u> 県立高校の統廃合や、	下線部の追記 (スクールバス統合による再編を見越して)
3	26 下から 3 行目	～地域ニーズの高い場所へのバス停の設置に取り組みます。	～地域ニーズの高い場所へのバス停の設置に取り組みます。 <u>また、環状線はさらなる利便性向上のため、次の①～④の要件を満たす場合、バス停の新設を検討します。</u> <u>①路線の経路上でありダイヤの変更を必要としない②安全に乗降が行える場所である③警察、交通事業者、道路管理者からの承認を得られる④利用者の増加が見込まれる</u>	下線部の追記 (第3回会議 中平教授からの意見)

## 2 今後のスケジュール

1月 19 日	・第5回会議…パブコメの意見とりまとめ、反映等→計画最終案の承認
2月	・計画最終案の議会承認
3月	・第6回会議…計画策定

## 土路今一色線の再編について

### 1 これまでの経緯

土路今一色線は、利用者の減少によって収支が著しく悪化し、バス事業者による路線の維持が極めて困難になっており、第2回会議にて事業者の三重交通株式会社から路線見直しについての表明がなされた。

これを受け、第3回会議では、地域への説明や意見聴取をもとに、地域旅客運送サービス継続事業を活用した路線の維持・あり方を共有した。また、地域旅客運送サービス継続事業を活用した今後の進め方の確認と、事業を実施するために必要な要綱を調整し、地域旅客運送サービス継続事業運行予定事業者選定分科会（以下、分科会という）を設置した。

### 2 土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業実施方針および募集要領について

土路今一色線の地域旅客運送サービス継続事業の実施方針および募集要領を、第3回会議で示した検討事項等を踏まえ、実施方針は別紙1、募集要領は別紙2のとおりとし、この内容で分科会を開催する。

### 3 地域公共交通計画への反映について

土路今一色線に地域旅客運送サービス継続事業を活用するにあたり、伊勢市と三重県のそれぞれの地域公共交通計画に反映することとした。伊勢市の計画（網形成計画）は別紙3、三重県の計画は別紙4のとおり。

### 4 今後の予定

別紙5のとおり。

# 別紙 1

## 土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業実施方針

地域旅客運送サービス継続事業の実施に関して、必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 目的

三重交通株式会社が運行する土路今一色線の維持が困難となっている状況を受け、影響を受ける住民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域旅客運送サービス継続事業を実施する者を公募するための方針を定める。

### 2 実施事業

土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業

### 3 実施計画

#### (1) 実施区域

伊勢市：東豊浜町、樅原町、西豊浜町、御薗町上條、磯町、御薗町高向、大世古、一之木、宮後、吹上、河崎、神久、黒瀬町、通町、一色町、二見町溝口、二見町山田原、二見町西、二見町今一色

#### (2) 事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業の状況

〈現行のサービス内容〉

①路線：土路今一色線（停留所一覧は図1のとおり、現行の路線図は図2のとおり、赤路線：事業を実施する路線）

②運賃：「土路今一色線運賃表」（図3）のとおり

③運行便数

起点	平日		土曜		日曜		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復	往	復			
今一色 ↔土路	5	5	5	5	5	5	三重交通 株式会社	一般乗合旅客自 動車運送事業	路線定期運 行
起点	平日		土曜		日曜		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復	往	復			
宇治山田駅 前↔土路	1	1	1	1	1	1	三重交通 株式会社	一般乗合旅客自 動車運送事業	路線定期運 行

④ダイヤ：「土路今一色線時刻表」(図4)のとおり

(3)(2)の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送に係る運送機関の種類、態様、その他の内容

〈引き続き実施するサービスの内容〉

①運送機関の種類：一般乗合旅客自動車運送事業

②運送の態様：路線定期運行

現行の路線の運行経路をベースに、

- ・一部の便が、「プライスカット伊勢二見店」を経由するようとする。
- ・一部の便が、「野依」を経由するようとする。(図5を参照)

③運行区間：今一色↔土路

④運賃：提案するサービスに適した運賃の提案。ただし、最終的には選定した運行予定事業者と協議し、決定する。なお、上記運賃については、伊勢地域公共交通会議の協議を踏まえ計画期間中に変更する場合がある。

⑤路線：一般乗合旅客自動車運送事業者による継続(図2を参照)

⑥運行便数：現行の運行便数を基本とするが、現行の運行便数と異なる提案を妨げるものではない。

⑦ダイヤ：移動需要及び利用状況を考慮したダイヤの提案を求める。特に、本路線は伊勢市の東豊浜地区から伊勢市中心部を経由して旧二見町までを結ぶ路線であり、伊勢市中心市街地への通学や買い物、伊勢赤十字病院や伊勢ひかり病院への通院及び市内コミュニティバスへの接続に配慮したダイヤの提案を求める。

⑧運行車両：車両(ただし、現行のサービス水準を維持できるものとする)は運行開始までに提案事業者が調達すること。

⑨運転士：提案する運行サービスに必要な運転士は、提案事業者が確保すること。

⑩バス停留所：バス停留所に関する以下の事項については提案事業者が対応すること。

- ・バス停留所設置に係る費用
- ・バス停留所の占用許可申請に係る手続き
- ・バス停留所の保守管理

⑪その他

- ・上記①～⑩に基づく提案を優先して、運行予定事業者を評価する。

- ・提案にあたっては、利用者の利便性と事業の継続性について、両方の側面から検討し、提案すること。
- ・実施方針に示す事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を踏まえ、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が地域住民等の利便性を向上させる取組を企画提案すること。例：実施方針に示す運行ルート以外のルート提案(変更・延伸等)、他路線との調整(ルート・ダイヤ)による便数増加策など。
- ・運行サービスの詳細、車両調達方法及びその他運行に必要な事項については、提案内容に基づき、選定した運行予定事業者と協議して決定する。
- ・上記②～⑦の内容については、利用の実態や社会情勢の変化に応じ、地域旅客運送サービス継続事業の関係者との協議のうえ、計画期間中に変更する場合がある。

#### 4 継続旅客運送を実施する者の条件

企画提案者に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税(三重県税、伊勢市税)の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、三重県、伊勢市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、三重県伊勢市において、乗合バス(高速路線を除く)の運行実績があること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ①法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - ②法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ⑦暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

## 5 地方公共団体による支援の内容

運行事業者に対し以下の通り支援を実施する。なお、(1)、(2)、(3)について、補助対象期間は各補助金の規定に定められた1年間とし、補助金の交付は当該補助対象期間が終了した会計年度の2～3月頃を原則とする。

- (1)国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)を活用する。
- (2)三重県補助金(三重県地域間幹線系統確保維持費補助金)を活用する。
- (3)運賃収入及び国庫補助金、三重県補助金で賄えない運行実施に必要な経費(運行に係る経費等)の一部又は全額を伊勢市で支援する。※負担事項及び負担額については、選定した運行予定事業者と協議し決定する。
- (4)利用者の利便性向上のための取り組みについて支援する。
- (5)バスの利用促進に関して以下の取り組みを実施する。
  - ・市民・転入者・移住希望者へのバス路線情報の提供
  - ・コミュニティバス等の利便性を向上・乗継を強化

## 6 実施予定期間

令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

※三重県地域公共交通計画の期間満了まで。事業の実施状況等によっては事業期間を変更する場合もある。

## 7 公募の期間

令和8年2月9日～令和8年3月6日

## 8 継続旅客運送を実施する者の選定方法

選定方法は、土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業募集要領に基づく公募型のプロポーザル(企画提案)方式とし、参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、伊勢地域公共交通会議内に設置される地域旅客運送サービス継続事業運行予定事業者選定分科会(以下「分科会」という。)が「評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を運行予定事業者として選定する。

## 9 その他必要な事項

〈提出書類〉

①土路今一色線に関する情報提供依頼書(様式1)(運行データ等必要ない場合は提出不要)

企画提案書作成につき、必要な土路今一色線の利用者データ等は、4の要件を満たす事業者に提供する。

### 【提供する情報】

- ・乗降調査結果(令和4年～令和7年)
- ・路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損(国庫補助金申請資料より)
- ・その他提案に必要な情報(伊勢市又は三重県より提供可能な情報に限る)

②参加表明書(様式2)

③企画提案書(様式3)

④誓約書(様式4)

⑤財務諸表

⑥伊勢市内における乗合バスの運行実績がわかるバス路線図

⑦道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し

⑧国税及び三重県税、伊勢市税の納税証明書

- ・国税：未納の税額がないことの証明
- ・三重県税・伊勢市税：滞納がないことの証明

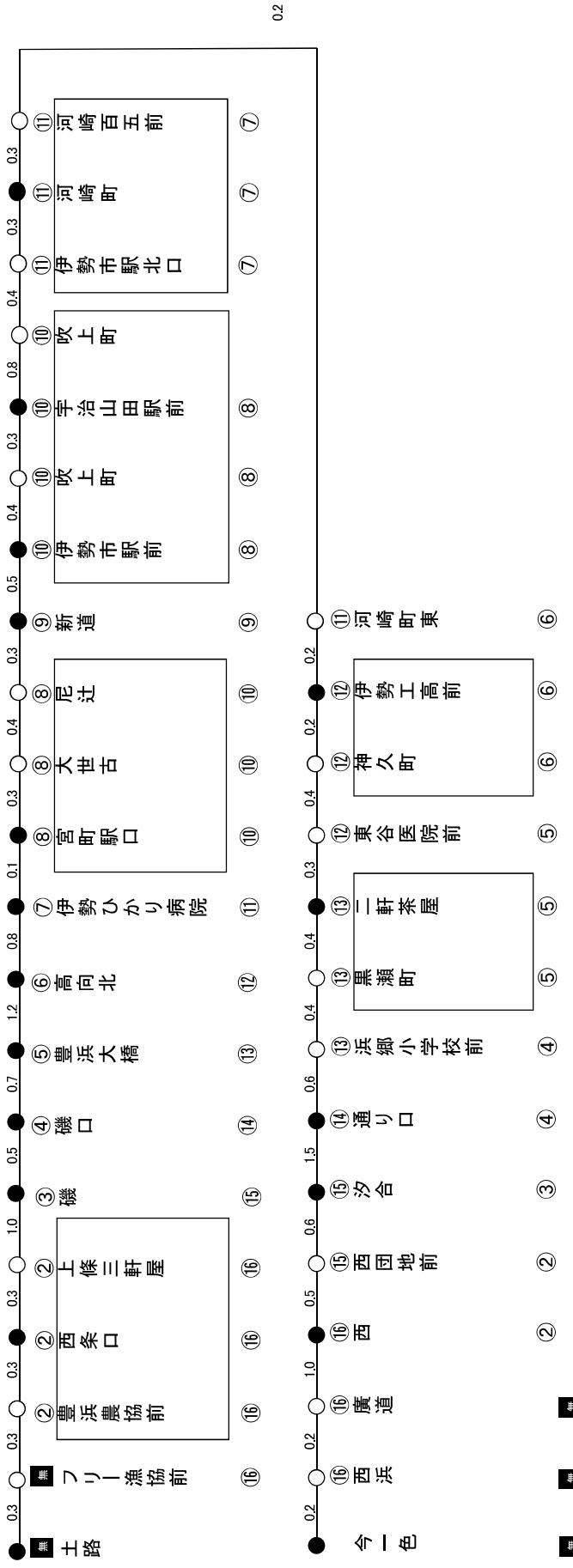
※発行日から3箇月以内のもの。コピー可

⑨共同企業体で参加の場合

- ・共同企業体届出書兼委任状(様式5)
- ・共同企業体協定書

## 系統番号12 土路今一色線 土路～伊勢市駅前～今一色

### 停留所一覧



※○囲み数字はバス停間の距離(km)を表す  
※○囲み数字と「無」は整理券番号を表す

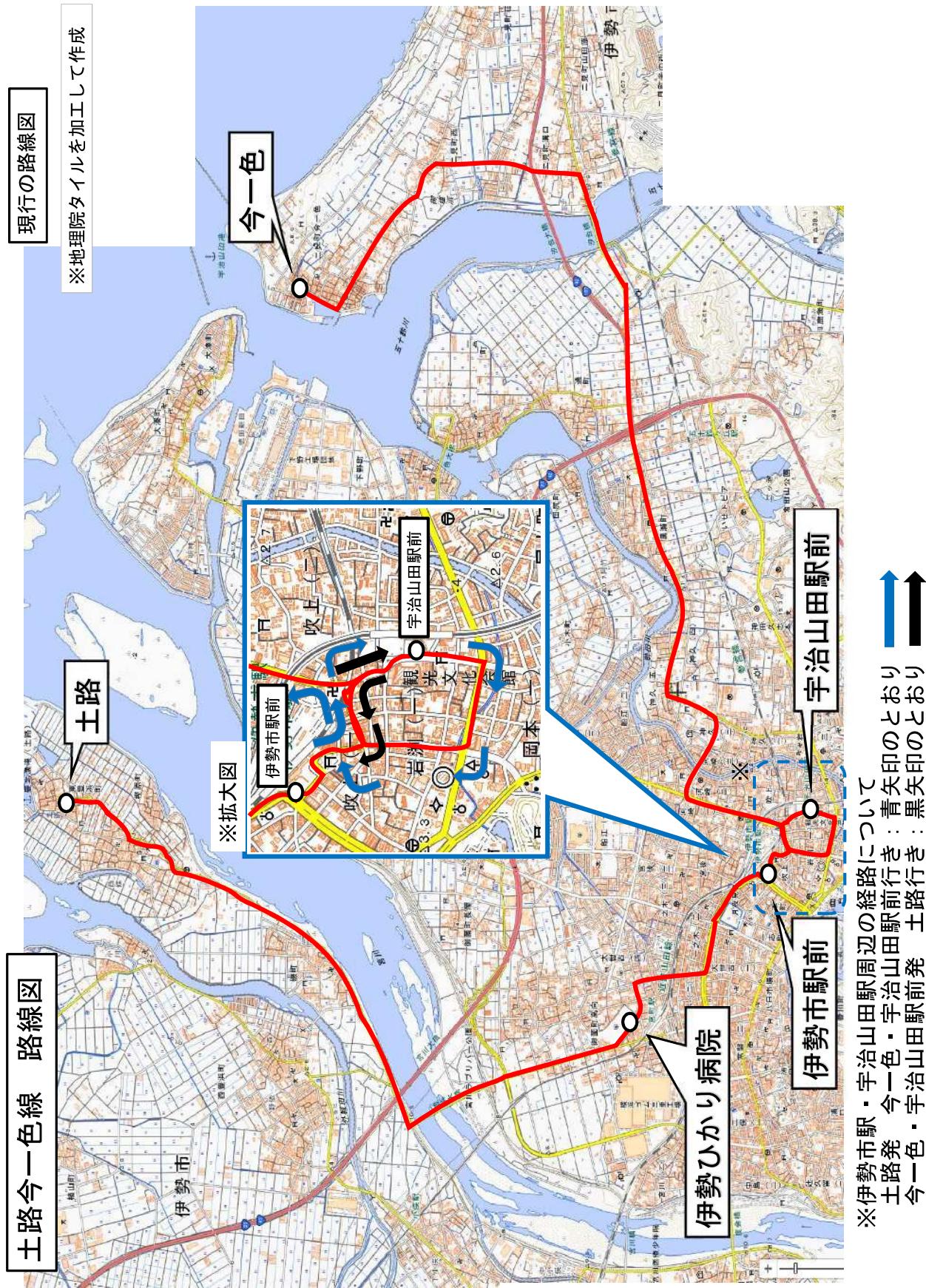


図3

17	今一色																	
16	西	200																
15	汐合	200	240															
14	通り口	200	250	330														
13	二軒茶屋	200	270	330	400													
12	伊勢工高前	200	230	310	370	440												
11	河崎町	200	270	350	410	480												
10	宇治山田駅前	200	200	240	310	390	450	520										
10	伊勢市駅前	200	200	200	240	310	390	450	520									
9	新道	200	200	230	280	360	430	490	560									
8	宮町駅東口	200	200	250	290	340	410	480	540	600								
7	伊勢ひかり病院	200	200	200	250	290	340	410	480	540	600							
6	高向北	200	200	220	250	250	310	350	390	460	540	590	650					
5	豊浜大橋	200	230	230	290	310	310	370	410	450	520	590	640	710				
4	磯口	200	210	270	330	350	350	410	440	490	560	630	680	740				
3	磯	200	200	240	300	350	380	380	430	470	510	580	650	700	760			
2	西条口	200	200	240	310	370	420	440	440	500	530	570	640	710	750	810		
1	土路	200	230	250	290	360	410	410	460	490	490	540	570	620	680	740	790	850

〈土路今一色線運賃表〉

2024年12月16日改正

## 通勤定期旅客運賃表★

## 【通勤定期運賃額】

運賃額	通			通			通			通			通			通		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	普通運賃額	
200	8,400	23,640	47,360	29,400	83,790	165,620	1,320	43,100	122,840	243,960	1,880	55,980	162,110	320,800	68,830	199,920	383,840	
210	8,820	25,140	49,740	29,640	84,470	167,170	1,330	44,090	125,660	246,670	1,890	57,370	163,500	323,570	2,450	70,050	198,730	
220	9,240	26,350	52,110	29,860	85,160	168,520	1,340	45,100	125,990	248,720	1,900	57,610	164,190	324,920	2,460	70,320	199,500	
230	9,650	27,650	54,480	29,980	85,340	169,880	1,350	44,410	126,570	250,470	1,910	57,620	164,220	324,960	2,470	70,570	201,120	
240	10,060	28,780	56,860	30,360	86,530	171,230	1,360	45,420	126,600	250,530	1,920	57,830	164,250	326,030	2,480	70,880	201,440	
250	10,500	29,930	59,220	30,600	87,210	172,580	1,370	44,760	127,570	252,450	1,930	58,100	165,590	327,680	2,490	71,050	202,520	
260	10,920	31,120	61,690	30,820	87,900	173,940	1,380	45,420	128,460	256,170	1,940	58,350	166,300	328,990	2,500	71,300	203,210	
270	11,340	32,320	63,960	31,060	88,380	175,290	1,390	45,430	129,480	256,230	1,950	58,590	166,980	329,450	2,510	71,510	203,920	
280	11,760	33,520	66,330	31,320	89,260	176,640	1,400	45,440	129,500	256,280	1,960	58,830	167,670	331,200	2,520	71,700	204,600	
290	12,180	34,710	68,700	31,560	89,950	176,000	1,410	45,750	130,390	258,030	1,970	58,940	167,690	331,860	2,630	72,860	205,400	
300	12,600	35,910	71,080	31,800	90,630	179,350	1,420	46,080	131,330	259,890	1,980	58,850	167,720	331,910	2,540	72,280	206,000	
310	13,020	37,110	73,450	32,040	91,310	180,730	1,430	46,090	131,350	259,950	1,990	59,920	167,720	332,510	2,550	72,520	206,680	
320	13,440	38,320	75,800	32,280	92,000	182,080	1,440	46,420	132,300	261,810	2,000	59,810	170,460	337,330	2,560	72,770	207,390	
330	13,860	39,500	78,170	32,520	92,680	183,430	1,450	46,740	132,210	262,610	2,010	59,810	170,490	337,380	2,570	73,010	208,080	
340	14,280	40,700	80,540	32,760	93,370	184,770	1,460	47,060	134,180	265,530	2,020	60,060	171,170	338,740	2,580	73,050	212,170	
350	14,700	41,910	82,910	33,000	94,050	186,120	1,470	47,380	134,930	267,050	2,030	60,350	171,850	340,090	2,590	73,320	216,960	
360	15,120	43,080	85,290	33,240	94,720	187,470	1,480	47,350	134,950	267,110	2,040	60,550	172,570	341,500	2,600	73,580	216,860	
370	15,540	44,250	87,560	33,480	95,420	188,630	1,490	47,700	136,050	269,310	2,050	60,560	172,600	341,560	2,610	73,800	216,370	
380	15,960	45,450	90,010	34,00	96,100	190,180	1,500	48,050	137,030	271,170	2,060	61,030	173,940	344,210	2,620	74,040	211,010	
390	16,380	46,660	92,350	34,960	96,790	191,530	1,510	48,350	137,710	272,520	2,070	61,280	174,650	345,620	2,630	74,250	211,700	
400	16,800	47,880	94,750	36,00	97,420	192,890	1,520	48,750	138,420	273,930	2,080	61,720	175,330	346,730	2,640	74,520	212,380	
410	17,220	49,080	97,120	37,070	98,150	194,410	1,530	48,560	138,450	273,990	2,090	61,770	176,040	348,380	2,650	74,760	213,390	
420	17,640	50,270	99,490	37,320	98,840	195,600	1,540	49,060	139,820	276,700	2,100	62,010	176,730	349,740	2,660	75,000	213,760	
430	18,060	51,460	100,860	37,570	99,520	196,960	1,550	49,450	140,450	276,750	2,110	62,020	176,760	349,750	2,670	75,240	214,430	
440	18,480	52,670	104,230	1,000	100,210	198,300	1,560	49,740	140,820	278,670	2,120	62,500	176,130	349,500	2,680	75,480	215,120	
450	18,900	53,870	106,600	1,010	105,400	199,660	1,570	50,420	141,760	280,630	2,130	62,750	176,920	349,790	2,690	75,720	215,300	
460	19,320	55,060	108,960	1,020	106,640	201,010	1,580	50,840	142,190	280,590	2,140	63,760	177,160	350,970	2,700	76,950	215,480	
470	19,740	56,260	112,330	1,030	106,880	201,280	1,590	51,220	142,820	280,550	2,150	63,230	177,210	352,620	2,710	77,200	216,550	
480	20,160	57,460	113,700	1,040	107,120	202,940	1,600	51,610	143,450	282,390	2,160	63,450	180,920	353,030	2,720	77,440	217,850	
490	20,580	58,650	116,070	1,050	108,360	203,720	1,610	52,410	143,670	284,310	2,170	63,490	180,950	353,080	2,730	77,650	218,540	
500	21,000	59,850	118,440	1,060	109,600	204,310	1,620	52,420	143,760	284,370	2,180	63,970	182,310	352,500	2,740	77,920	219,220	
510	21,420	61,050	120,810	1,070	109,940	204,760	1,630	52,740	144,610	285,170	2,190	63,980	183,850	353,910	2,750	78,200	220,360	
520	21,840	62,260	123,180	1,080	110,240	205,260	1,640	53,160	145,580	285,090	2,200	63,230	183,140	352,140	2,760	77,460	221,770	
530	22,260	63,440	125,550	1,090	110,520	206,720	1,650	53,450	146,520	285,390	2,210	64,460	183,710	353,550	2,770	77,640	224,430	
540	22,680	64,640	127,920	1,100	111,800	207,050	1,660	54,170	146,740	286,180	2,220	64,920	184,400	354,910	2,780	77,860	225,270	
550	23,100	65,840	130,250	1,110	112,800	207,730	1,670	54,490	147,760	287,220	2,230	64,710	184,420	354,790	2,790	78,120	226,640	
560	23,520	67,050	132,600	1,120	113,920	208,410	1,680	55,450	148,630	288,260	2,240	65,190	185,970	354,670	2,800	78,360	223,230	
570	23,940	68,250	135,020	1,130	114,130	208,250	1,690	56,430	149,540	288,090	2,250	65,450	186,480	355,030	2,810	78,600	224,300	
580	24,360	69,450	137,390	1,140	114,420	209,740	1,700	57,250	150,960	287,940	2,260	66,800	187,190	356,440	2,820	78,840	225,460	
590	24,780	70,620	139,760	1,150	115,750	210,470	1,710	58,170	151,970	288,760	2,270	67,160	191,380	357,730	2,830	79,080	226,360	
600	25,200	71,820	142,130	1,160	116,900	211,840	1,720	59,170	152,970	289,890	2,280	67,630	192,060	358,080	2,840	79,320	226,060	
610	25,620	73,020	144,500	1,170	117,300	211,840	1,730	59,840	153,710	290,280	2,290	68,110	193,200	358,730	2,850	79,560	226,750	
620	26,040	74,210	146,870	1,180	118,450	212,670	1,740	60,620	154,660	292,870	2,300	68,660	193,980	359,960	2,860	79,800	227,430	
630	26,280	74,900	146,220	1,190	119,760	213,320	1,750	61,550	155,950	293,760	2,310	69,900	190,670	377,320	2,870	80,040	228,110	
640	26,630	75,570	149,570	1,200	120,420	215,910	1,760	62,440	156,440	294,560	2,320	70,320	191,380	378,730	2,880	80,280	228,220	
650	26,760	76,270	150,930	1,210	121,820	215,740	1,770	63,430	157,920	295,360	2,330	70,570	192,060	379,080	2,890	80,520	228,480	
660	27,000	76,960	152,350	1,220	122,520	216,470	1,780	64,430	158,840	296,160	2,340	71,250	192,750	379,860	2,900	81,060	229,190	
670	27,240	77,630	153,630	1,230	123,920	217,110	1,790	65,870	159,870	297,460	2,350	71,640	193,770	381,490	2,910	81,960	229,840	
680	27,480	78,320	154,910	1,240	124,520	217,450	1,800	66,810	160,910	298,340	2,360	72,360	194,140					

令和6年12月16日改正

# 通学定期運賃額

## 【通学定期運賃額】

種別	適用範囲	通 学											
		1か月	3ヶ月	1・2学期	3学期	年始	年間	1か月	3か月	1・2学期	3学期	年間	月
普通運賃額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
200	4,800	13,660	14,400	9,600	38,400	760	18,240	51,960	54,720	36,480	145,920		
210	5,040	14,360	16,120	10,080	40,320	770	18,480	52,670	55,440	36,960	147,840		
220	5,280	15,050	16,840	10,560	42,240	780	18,720	53,350	56,160	37,440	149,760		
230	5,520	15,730	18,550	11,040	44,160	790	18,960	54,040	56,880	37,920	151,680		
240	5,760	16,420	17,250	11,520	46,080	800	19,200	54,720	57,600	38,480	153,600		
250	6,000	17,100	18,000	12,000	48,000	810	19,440	55,440	58,320	38,880	155,520		
260	6,240	17,780	18,720	12,480	49,920	820	19,680	56,090	59,050	39,360	157,440		
270	6,480	18,470	19,440	12,960	51,840	830	19,920	56,770	59,730	39,840	159,360		
280	6,720	19,160	20,160	13,440	53,760	840	20,160	57,460	60,460	40,320	161,280		
290	6,960	19,340	20,630	13,920	55,680	850	20,220	57,630	60,660	40,440	161,760		
300	7,200	20,520	21,600	14,400	57,600	860	20,280	57,860	60,840	40,660	162,240		
310	7,440	21,200	22,320	14,880	59,520	870	20,340	57,970	61,020	40,680	162,720		
320	7,680	21,890	23,040	15,360	61,440	880	20,400	58,680	61,200	40,880	163,200		
330	7,920	22,570	23,750	15,840	63,360	890	20,460	58,310	61,380	40,920	163,680		
340	8,160	23,260	24,450	16,320	65,280	900	20,520	58,480	61,560	41,040	164,160		
350	8,400	23,940	25,210	16,800	67,200	910	20,580	58,650	61,740	41,160	164,540		
360	8,640	24,620	25,920	17,280	69,120	920	20,640	58,820	61,920	41,280	165,120		
370	8,880	25,310	26,640	17,760	71,040	930	20,700	59,990	62,100	41,400	165,500		
380	9,120	26,990	27,350	18,240	72,960	940	20,760	59,400	62,160	41,440	165,600		
390	9,360	26,630	27,880	18,720	74,880	950	20,820	59,900	62,160	41,440	165,500		
400	9,600	27,350	28,800	19,200	76,800	960	20,960	59,960	62,160	41,440	165,600		
410	9,840	28,040	29,510	19,680	78,720	970	20,700	59,990	62,160	41,440	165,600		
420	10,080	28,720	30,240	20,160	80,640	980	20,760	59,960	62,160	41,440	165,600		
430	10,320	29,410	30,960	20,640	82,560	990	20,700	59,990	62,160	41,440	165,600		
440	10,560	30,100	31,680	21,120	84,480	1,000	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
450	10,800	30,780	32,460	21,600	85,400	1,010	20,700	59,990	62,160	41,440	165,600		
460	11,040	31,460	33,120	22,080	88,320	1,020	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
470	11,280	32,150	33,840	22,560	90,240	1,030	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
480	11,520	32,830	34,560	23,040	92,160	1,040	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
490	11,760	33,520	35,280	23,520	94,080	1,050	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
500	12,000	34,320	36,000	24,000	95,000	1,060	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
510	12,230	34,850	36,720	24,480	97,920	1,070	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
520	12,480	35,670	37,440	24,960	99,840	1,080	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
530	12,720	36,250	38,160	25,440	101,760	1,090	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
540	12,960	36,940	38,860	26,920	103,680	1,100	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
550	13,200	37,620	39,600	27,400	105,600	1,110	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
560	13,440	38,360	40,320	26,880	107,620	1,120	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
570	13,680	38,980	41,040	27,360	109,440	1,130	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
580	13,920	39,670	41,760	27,840	111,360	1,140	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
590	14,160	40,360	42,480	28,320	113,280	1,150	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
600	14,400	41,040	43,200	28,800	115,200	1,160	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
610	14,640	41,720	43,920	29,280	117,120	1,170	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
620	14,880	42,410	44,540	30,680	119,040	1,180	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
630	15,120	43,090	45,360	30,240	120,960	1,190	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
640	15,360	43,780	46,860	30,720	122,880	1,200	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
650	15,600	44,460	46,800	31,200	124,800	1,210	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
660	15,840	45,140	47,520	31,680	125,720	1,220	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
670	16,080	45,820	48,240	32,160	126,640	1,230	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
680	16,320	46,510	48,960	32,640	128,560	1,240	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
690	16,560	47,200	49,680	33,120	130,480	1,250	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
700	16,800	47,880	50,480	33,600	134,400	1,260	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
710	17,040	48,560	51,120	34,080	135,320	1,270	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
720	17,280	49,250	51,840	34,640	138,240	1,280	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
730	17,520	49,930	52,560	35,040	140,160	1,290	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
740	17,760	50,520	53,280	35,520	142,080	1,300	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		
750	18,000	51,300	54,090	36,000	144,960	1,310	20,760	59,990	62,160	41,440	165,600		

通学

定期

運賃額

## 土路今一色線時刻表

2025/10/01改正

平日									
土日祝									
<b>土 路</b>	...	<b>7:00</b>	<b>9:25</b>	<b>11:35</b>	<b>13:35</b>	<b>15:35</b>	<b>18:00</b>	<b>どろ</b>	
F 漁 協 前	...	7:00	9:25	11:35	13:35	15:35	18:00	ふりーぎょきょうまえ	
豊 浜 農 協 前	...	7:01	9:26	11:36	13:36	15:36	18:01	とよはまのうきょうまえ	
西 条 三 軒 屋	...	7:02	9:27	11:37	13:37	15:37	18:02	にじょうぐち	
上 條 磯	...	7:02	9:27	11:37	13:37	15:37	18:02	かみじょうさんげんや	
機 口	...	7:04	9:29	11:39	13:39	15:39	18:04	いそ	
豊 浜 大 橋	...	7:05	9:30	11:40	13:40	15:40	18:05	いそぐち	
高 向 北	...	7:06	9:31	11:41	13:41	15:41	18:06	とよはまおおはし	
伊 势 ひかり 病院	...	7:08	9:33	11:43	13:43	15:43	18:08	たかぶくきた	
宮 町 駅 口	...	7:10	9:35	11:45	13:45	15:45	18:10	いせひかりびょういん	
大 世 古	...	7:12	9:37	11:47	13:47	15:47	18:12	おおせこ	
尼 辻	...	7:13	9:38	11:48	13:48	15:48	18:13	あまつじ	
新 道	...	7:13	9:38	11:48	13:48	15:48	18:13	しんみち	
伊 势 市 駅 前	...	<b>7:15</b>	<b>9:40</b>	<b>11:50</b>	<b>13:50</b>	<b>15:50</b>	<b>18:15</b>	<b>いせしきまえ</b>	
吹 上 町	...	7:17	9:42	11:52	13:52	15:52	18:17	ふきあげちょう	
<b>宇 治 山 田 駅 前</b>	...	<b>7:18</b>	<b>9:43</b>	<b>11:53</b>	<b>13:53</b>	<b>15:53</b>	<b>18:18</b>	<b>うじやまだえきまえ</b>	
<b>宇 治 山 田 駅 前</b>	...	<b>7:20</b>	<b>9:45</b>	<b>11:55</b>	<b>13:55</b>	<b>15:55</b>		<b>うじやまだえきまえ</b>	
吹 上 町	...	7:23	9:48	11:58	13:58	15:58		ふきあげちょう	
伊 势 市 駅 北 口	...	7:24	9:49	11:59	13:59	15:59		いせしききたぐち	
河 崎 町	...	7:25	9:50	12:00	14:00	16:00		かわさきちょう	
河 崎 百 五 前	...	7:26	9:51	12:01	14:01	16:01		かわさきひゃくごまえ	
河 崎 町 東	...	7:26	9:51	12:01	14:01	16:01		かわさきちょうひがし	
伊 势 工 高 前	...	7:27	9:52	12:02	14:02	16:02		いせこうこうまえ	
神 久 町	...	7:28	9:53	12:03	14:03	16:03		じんきゅうちょう	
東 谷 医 院 前	...	7:29	9:54	12:04	14:04	16:04		ひがしたにいいんまえ	
二 軒 茶 屋	...	7:29	9:54	12:04	14:04	16:04		にけんぢゃや	
黒 瀬 町	...	7:30	9:55	12:05	14:05	16:05		くろせちょう	
浜 郷 小 学 校 前	...	7:31	9:56	12:06	14:06	16:06		はまごうしょうがっこうまえ	
通 り 口	...	7:32	9:57	12:07	14:07	16:07		とおりぐち	
<b>汐 通 合</b>	...	<b>7:35</b>	<b>10:00</b>	<b>12:10</b>	<b>14:10</b>	<b>16:10</b>		<b>しわい</b>	
西 団 地 前	...	7:37	10:02	12:12	14:12	16:12		にしだんちまえ (いせ)	
廣 西 道 浜	...	7:38	10:03	12:13	14:13	16:13		にし	
今 一 色	...	<b>7:44</b>	<b>10:09</b>	<b>12:19</b>	<b>14:19</b>	<b>16:19</b>		ひろみち	
								にしま	
								いまいっしき	

平日									
土日祝									
<b>今 一 色</b>		<b>8:12</b>	<b>10:22</b>	<b>12:38</b>	<b>14:30</b>	<b>17:00</b>		<b>いまいっしき</b>	
西 広 道		8:12	10:22	12:38	14:30	17:00		にしま	
西 団 地 前		8:13	10:23	12:39	14:31	17:01		ひろみち	
汐 通 合 口		8:16	10:26	12:42	14:34	17:04		にし	
		8:17	10:27	12:43	14:35	17:05		にしだんちまえ (いせ)	
		<b>8:19</b>	<b>10:29</b>	<b>12:45</b>	<b>14:37</b>	<b>17:07</b>		<b>しわい</b>	
		8:21	10:31	12:47	14:39	17:09		とおりぐち	
浜 郷 小 学 校 前		8:23	10:33	12:49	14:41	17:11		はまごうしょうがっこうまえ	
黒 瀬 町		8:23	10:33	12:49	14:41	17:11		くろせちょう	
二 軒 茶 屋		8:24	10:34	12:50	14:42	17:12		にけんぢゃや	
東 谷 医 院 前		8:24	10:34	12:50	14:42	17:12		ひがしたにいいんまえ	
神 久 町		8:25	10:35	12:51	14:43	17:13		じんきゅうちょう	
伊 势 工 高 前		8:26	10:36	12:52	14:44	17:14		いせこうこうまえ	
河 崎 町 東		8:26	10:36	12:52	14:44	17:14		かわさkichょうひがし	
河 崎 百 五 前		8:27	10:37	12:53	14:45	17:15		かわさきひゃくごまえ	
伊 势 市 駅 北 口		8:28	10:38	12:54	14:46	17:16		かわさkichょう	
宇 治 山 田 駅 前		8:29	10:39	12:55	14:47	17:17		いせしききたぐち	
		<b>8:32</b>	<b>10:42</b>	<b>12:58</b>	<b>14:50</b>	<b>17:20</b>		<b>うじやまだえきまえ</b>	
宇 治 山 田 駅 前		<b>8:33</b>	<b>10:43</b>	<b>12:59</b>	<b>14:51</b>	<b>17:21</b>	<b>18:50</b>	<b>うじやまだえきまえ</b>	
吹 上 町		8:34	10:44	13:00	14:52	17:22	18:51	ふきあげちょう	
<b>伊 势 市 駅 前</b>		<b>8:37</b>	<b>10:47</b>	<b>13:03</b>	<b>14:55</b>	<b>17:25</b>	<b>18:54</b>	<b>いせしきまえ</b>	
新 尼 辻		8:38	10:48	13:04	14:56	17:26	18:55	しんみち	
大 世 古		8:38	10:48	13:04	14:56	17:26	18:55	あまつじ	
宮 町 駅 口		8:40	10:50	13:06	14:58	17:28	18:57	おおせこ	
伊 势 ひかり 病院		8:43	10:53	13:09	15:01	17:31	19:00	みやまちえきぐち	
宮 町 駅 口		8:44	10:54	13:10	15:02	17:32	19:01	いせひかりびょういん	
高 向 北		8:48	10:58	13:14	15:06	17:36	19:05	みやまちえきぐち	
豊 浜 大 橋		8:50	11:00	13:16	15:08	17:38	19:07	たかぶくきた	
機 磯 口		8:52	11:02	13:18	15:10	17:40	19:09	いそぐち	
上 條 三 軒 屋		8:53	11:03	13:19	15:11	17:41	19:10	かみじょうさんげんや	
西 条 口		8:55	11:05	13:21	15:13	17:43	19:12	にじょうぐち	
豊 浜 農 協 前		8:56	11:06	13:22	15:14	17:44	19:13	とよはまのうきょうまえ	
F 漁 協 前		8:56	11:06	13:22	15:14	17:44	19:13	ふりーぎょきょうまえ	
<b>土 路</b>		<b>8:57</b>	<b>11:07</b>	<b>13:23</b>	<b>15:15</b>	<b>17:45</b>	<b>19:14</b>	<b>どろ</b>	



(様式 1 )

令和 7 年 月 日

伊勢地域公共交通会議会長 様

(住所)

(事業者名)

(代表者氏名)

### 土路今一色線に関する情報提供依頼書

令和 8 年 月 日付で公告のありました「土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業」に参加するため、三重交通(株)の土路今一色線運行に関する情報の提供を依頼します。

#### 【提供を依頼する情報】

- ・乗降調査結果(令和 4 年～令和 7 年)
- ・路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損(国庫補助金申請書類)
- ・その他提案に必要な情報

#### 【添付書類】

- ・三重県伊勢市内において、乗合バス(高速路線を除く)の輸送実績があることがわかるバス路線図等
- ・道路運送法第 4 条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し  
(担当者)

所属	
役職・氏名	
連絡先	
FAX	
メールアドレス	

(様式2)

令和 年 月 日

伊勢地域公共交通会議会長 様

(提出者) 住所  
商号又は名称  
代表者  
役職・氏名

### 参 加 表 明 書

令和7年 月 日付で公告のありました「土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業」に係る公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

(連絡先) 会社・部課名  
氏 名  
電 話

(様式3)

令和 年 月 日

土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業  
企画提案書

伊勢地域公共交通会議会長様

(住所)

(事業者名)

(代表者氏名)

土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業募集要領に基づき、次のとおり  
提案します。

(担当者)

所属	
役職・氏名	
連絡先	
FAX	
メールアドレス	

## 1. 会社概要に関すること

事業者	(主たる事務所の所在地)	
	(会社名)	
代表者	(役職・氏名)	
担当者	(役職・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
	(メールアドレス)	

## 2. 運営能力に関すること

### (1) 規模

従業者数	人	左記の内、第二種運転免許の保有者数	人
保有車両数	車両種別	台数	台
			台
			台
			台

### (2) 実施体制

事業実施体制	従事予定者数	従事予定者数の内 第二種運転免許の 保有者数	従事予定者数の 内、本事業に専属 する人数
運行事業 従事予定者	人	人	人

事業実施体制 予定者	(ふりがな) 貴社での 所属・役職	他の項目
業務責任者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験年数 年</li> <li>・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業</li> <li>・ <input type="checkbox"/> 第二種運転免許取得</li> </ul>
運行監視の責任者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験年数 年</li> <li>・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業</li> <li>・ <input type="checkbox"/> 第二種運転免許取得</li> </ul>
整備管理の責任者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験年数 年</li> <li>・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業</li> <li>・ <input type="checkbox"/> 第二種運転免許取得</li> </ul>

※予定者の重複は認めます。採用予定の場合は「予定者」の欄に採用予定と記載願います。

※本事業に専属する場合は、その他の項目の「専属」欄にチェックをして下さい。貴社で行う他の事業と兼業する場合には「兼業」の欄にチェックをして下さい。

※第二種運転免許の取得状況について、その他の項目の「第二種運転免許取得」欄のチェックをして下さい。

### (3) 事業実績に関すること

①道路運送法第4条による許可について当てはまる項目にチェックをしてください。

一般乗合旅客自動車運送事業(高速路線を除く)

②貴社の事業実績を記入してください。

・現事業の開始年 年

③貴社の現在の事業内容(実績)について記載してください。(任意)

3. 危機管理体制に関するごとく(連絡体制、予備車両、交代運転士、緊急対応マニュアル)

(1) 緊急時(事故や災害等)の対応

①緊急対応マニュアルの有無 (該当するものに○)	有	無
②連絡体制図の有無 (該当する者に○)	有	無
①又は②で「有」に○を付けた場合は、書類を添付してください。 ③代替車両の確保の方法(過去の対応実績及び想定される内容の記載)		
④その他の工夫事項		

4. 運行能力(安全・円滑な運行)に関するごとく(運行管理者及び運転等に従事する人員体制)

(1) 運転士に関するごとく

①運転士(人員)は確保できているか
②運転士の体調等の管理 ・運行直前の管理方法 ・その他の工夫

③運転士のマナー教育(一般的な研修会・講習会に加えて実施している点の内容)

④重大な事故を起こしていないか(過去3年)

## 5. 業務に関すること

①高齢者や障がい者等への配慮

②車両検査に関する体制と内容(車両の整備管理体制及び人員体制)

③苦情に関する対応体制

④補助金の適切な事務取扱に関する対応体制

⑤令和8年10月1日運行開始の準備

## 6. 企業努力に関する事項

(1)想定される運行に係る損益及び初期投資額について

※想定期間：令和8年10月～令和9年9月

①運行経費

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ・運行等諸経費総額 :      | 千円  |
| ・内訳(別途資料添付可)     |     |
| ・実写走行料当たりの経常費用 : | 円/料 |

②初期投資額

※車両等の調達が困難な場合においても、運行に必要な初期投資に係る費用は必ず記載すること。

- |              |    |
|--------------|----|
| ・総額 :        | 千円 |
| ・車両台数 :      | 台  |
| ・車両内訳 : 新規購入 | 台  |
| ・車両既存車両      | 台  |
| ・リース         | 台  |
| ・車両購入費 :     | 千円 |
| ・その他の費用 :    | 千円 |

項目	単位	数量等	単価	総額

③年間想定運賃収入、年間想定利用者数

※運賃収入は現在の利用状況等を考慮し、自社で適切と考える運賃により計算すること。

- |           |    |
|-----------|----|
| ・想定運賃収入 : | 千円 |
| ・想定利用者数 : | 人  |

④その他収入

- |           |    |
|-----------|----|
| ・その他の収入総額 | 千円 |
| ・内訳       |    |

⑤想定経常損益 :

千円

(2)実施方針に基づく路線、ダイヤ、運賃等の提案

①運行路線の考え方

②便数(ダイヤの考え方)

③運賃の考え方

④その他の内容(利用者を増加させるための考え方)

※運行路線図、便数、ダイヤ、運賃表に関しては別途資料を作成して添付すること。(バス停の位置は、運行路線図上に記載。)

※運行路線図は運行方向がわかるように作図し、起終点、路線延長がわかるよう作成すること。

(3)サービス向上に関すること

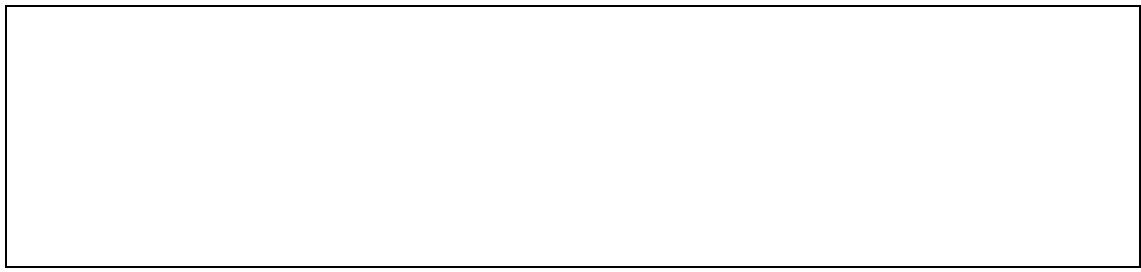
①ICカードの使用の可否:

②利用促進の相違工夫の提案

(4)提案内容のうち地方公共団体に求める負担に関すること

※実施方針に記載している地方公共団体に求める負担・支援については、その金額を記載。その他、地方公共団体に求める負担・支援については、その事項及び金額を記載。

7. 事業実施に、向けての意欲



**【企画提案書作成にあたっての留意点】**

- ①記述内容に合わせ、記載欄の大きさを適宜変更すること。
- ②企画提案の根拠となる資料を添付すること。

(様式4)

誓約書

令和7年 月 日

伊勢地域公共交通会議会長様

(住所)

(事業者名)

(代表者氏名)

土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業のプロポーザルの参加申込を行うにあたり、下記について宣誓いたします。

記

- (1) 地方自治法(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税(三重県税、伊勢市税)の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、三重県、伊勢市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、三重県伊勢市において、乗合バス(高速路線を除く)の輸送実績があること。
- (6) 「土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業募集要領」3 参加資格(6)に定める暴力団及びその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)等に該当しない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 提出した申請書類には、虚偽又は不正はないこと。

以上

(様式 5 )

共同企業体届出書類兼委任状

令和 7 年 月 日

伊勢地域公共交通会議会長様

共同企業体名称
代表構成員
所在地 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
構成員 1
所在地 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
構成員 2
所在地 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :

「土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業」に係る企画提案公募について、以上のとおり共同企業体を結成し以下の権限を代表構成員に委任します。

なお、代表構成員は各構成員をとりまとめ、公募型プロポーザル参加に係る一切の責任を負うとともに、受注者に選定された場合は、業務の遂行及びそれに伴う当共同体が負担する債務の履行に関し、一切の責任を負うものとする。

(委任事項)

- 1 公募型プロポーザルの参加申請に関する事項
- 2 土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業実施に係る同意手続きに関する事項
- 3 その他応募に必要な事項

土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業  
募集要領

令和8年1月  
伊勢地域公共交通会議

## 1 事業の趣旨・目的

本要領は、土路今一色線を運行する運行事業者を選定するにあたり、企画提案を募集し、最も適切な運行予定事業者を選定することを目的とする。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業

### (2) 事業内容

別紙「土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり

※事業内容の詳細は選定した運行予定事業者と協議し決定する。

### (3) 事業期間

令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

※三重県地域公共交通計画の期間終了まで。事業の実施状況等によって  
は事業期間を延長する場合がある。

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税（三重県税、伊勢市税）の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、三重県、伊勢市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、三重県伊勢市内において、乗合バス（高速路線を除く）の輸送実績があること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与

- える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4 参加手続

##### (1) 問い合わせ先

<伊勢地域公共交通会議事務局>

伊勢市都市整備部 交通政策課 御村 出口

住所：〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話番号：0596-21-5593（交通政策課）（平日8時30分～17時15分まで）

FAX 番号：050-1704-1924

メールアドレス：koutsu@city.ise.mie.jp

##### (2) 本プロポーザルについて掲載しているホームページ

伊勢市：~~~~~

三重県：~~~~~

##### (3) 公募の実施スケジュール

内容	日付
公告	令和8年2月9日（月）
質問の受付締切	令和8年2月20日（金）
情報提供依頼書の受付締切・質問の回答期日	令和8年2月27日（金）
参加表明書・企画提案書等の受付締切	令和8年3月6日（金）
プレゼンテーション実施日	令和8年3月19日（木）
審査結果通知（予定）	令和8年3月下旬～4月上旬

※ 公募終了後、令和8年10月1日に運行を開始できるよう、選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

#### (4) 募集要領等の配布

- ① 配布期間：令和8年2月9日（月）～令和8年3月6日（金）  
(平日8時30分～17時15分まで)
- ② 配布場所：伊勢市都市整備部交通政策課で配布するほか、(2)の伊勢市・三重県のホームページからダウンロードできる。

#### (5) 土路今一色線に関する情報提供依頼書の提出期限、提出場所及び提出方法

企画提案書作成につき、必要な土路今一色線の利用者データ等は、土路今一色線に関する情報提供依頼書(様式1)（以下「情報提供依頼書」という。）を提出した事業者のうち、3の要件を満たす事業者に提供する。（運行データ等必要ない場合は提出不要）

- ① 提出期限：令和8年2月9日（月）～令和8年2月27日（金）  
※提出期限後に到着した情報提供依頼書は無効とする。
- ② 提出場所：(1)に提出
- ③ 添付書類：以下の書類を添付すること
  - ・三重県伊勢市内において、乗合バス（高速路線を除く）の輸送実績があることがわかるバス路線図等
  - ・道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
- ④ 提出方法：持参（平日8時30分～17時15分まで）、郵送（書留郵便に限る）又は電子メール（令和8年2月27日（金）17時15分必着）
- ⑤ 提供する情報：以下の情報について提供する。
  - ・乗降調査結果（令和4年～令和7年）
  - ・路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損（国庫補助金申請資料より）
  - ・その他提案に必要な情報（伊勢市又は三重県より提供可能な情報に限る）

#### (6) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

本事業の実施を希望する者は、以下の①～④により企画提案書他必要書類を提出すること。

- ① 提出期限：令和8年2月9日（月）～令和8年3月6日（金）  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- ② 提出場所：(1)に提出
- ③ 提出部数：2部（正本1部、副本1部）
- ④ 提出方法：以下の通り。  
正本：持参（平日8時30分～17時15分まで）又は郵送（書留郵便に限る。）  
(令和8年3月6日（金）17時15分必着)  
副本：電子データ（令和8年3月6日（金）17時15分必着）

※副本について、一部の書類が電子データでの提出が困難な場合は、当該書類について正本と同様の方法による提出を認める。

## 5 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和8年2月9日（月）～令和8年2月20日（金）17時15分必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：次の点に留意して記載すること。
  - ① 件名は、「土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業に関する質問」とすること。
  - ② 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
  - ③ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
  - ④ 質問内容は土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業に関する事項に限る。なお、原則として次の質問は受け付けていない。
    - ・3の参加資格を満たしていない者からの質問
    - ・他の応募者に関する質問
    - ・その他、質問の内容または質問に対する回答内容が評価の公平性に影響を与えるおそれがあると判断される質問
- (4) 回答日時：令和8年2月27日（金）
- (5) 回答方法：質問への回答は、4（2）の伊勢市ホームページに質問内容と併せて掲示するものとし、個別には回答しない。

## 6 応募書類の提出

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式2）
  - ② 企画提案書（様式3）
  - ③ 誓約書（様式4）
  - ④ 財務諸表
  - ⑤ 伊勢市内における乗合バスの運行実績がわかるバス路線図
  - ⑥ 道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
  - ⑦ 国税及び三重県税、伊勢市税の納税証明書
    - ・国税：未納の税額がないことの証明（その3の3）
    - ・三重県税、伊勢市税：滞納がないことの証明
- ※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。
- (8) 共同企業体で参加の場合

- ・共同企業体届出書兼委任状（様式5）
- ・共同企業体協定書

※⑤、⑥については情報提供依頼書提出時に提出している場合は提出不要

#### （2）企画提案書の作成方法

土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業実施方針のとおり。なお、真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

#### （3）提出された応募書類の取扱い

- ① 提出された企画提案書は、本公募手続における運行予定事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、伊勢市・三重県の情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製や回覧を行う。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

### 7 評価方法等

#### （1）評価基準

別紙「土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業に係る評価項目及び評価基準」のとおり

#### （2）プレゼンテーションの実施

提案事業者から企画提案書の提出があった場合は、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの時間、場所については、別途通知する。

#### （3）評価方法

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、伊勢市地域公共交通活性化再生協議会内に設置されるサービス継続事業運行予定事業者選定分科会（以下「分科会」という。）が（1）に基づいて評価する。

#### （4）運行予定事業者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、（3）の総合点が最も高い者を、運行予定事業者として選定する。また、次に総合点が高い者を次点者とする（総合点が60点以上の場合）。
- ② 最高点の者が複数の場合は、「評価基準」のうち評価項目「企業努力」の点数が最も高い者を本事業の運行予定事業者として選定する。また、「企業努力」の点数も同点の場合は、「業務遂行能力」の点数が最も高い者を運行予

定事業者として選定する。

- ③ ①、②に関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、運行予定事業者として選定しない。
- ④ 全ての企画提案について、事業の目的を達成できないものであると判断したときは、運行予定事業者を選定しないものとする。その場合は、公募要件を見直し、改めて公募のうえ運行予定事業者を選定する。
- ⑤ 参加者が 1 者であっても企画提案を評価し、基準を満たしていると判断した場合は、運行予定事業者として選定する。
- ⑥ 運行予定事業者に不測の事態等が生じた場合は、次点者を運行予定事業者とする。

#### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 評価に係る者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 8 選定結果の通知・公表

運行予定事業者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日以降に、下記項目において伊勢市・三重県ホームページにおいて公表するものとする。

#### 【公表事項】

- (1) 運行予定事業者の名称、総合点及び選定理由
- (2) 参加者数と選定されなかった参加者の得点
- (3) 分科会委員の所属及び役職名

### 9 契約手続き

今回の公募は、契約手続きを伴わず、運行予定事業者を決定するものである。運行形態・サービス内容については、運行予定事業者と調整・協議し、決定していくものとする。

### 10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1 者につき 1 提案に限る。

- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、分科会から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、分科会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(別紙) 土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業に係る評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
実施方針との整合	実施方針に沿った提案がなされているか	10
運営能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営（財政）状況は健全か</li> <li>・安定した事業実施が可能か</li> <li>・同種・類似事業を実施しているか</li> </ul>	15
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故に対する責任体制や処理体制が適切か</li> <li>・災害発生時等緊急時の対応能力はあるか</li> </ul>	15
運行能力 (安全・円滑な運行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員（運転士）の配置は適切か</li> <li>・運転士の体調管理やマナー教育がされているか</li> <li>・重大事故を起こしていないか（過去3年）</li> </ul>	15
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者等への配慮がされているか</li> <li>・補助金の適切な事務取扱について</li> <li>・車両検査対応について</li> <li>・苦情対応体制がとられているか</li> <li>・令和8年10月1日運行開始に向けた準備体制がとられているか</li> </ul>	15
企業努力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用見込み、想定運行損益は適切か</li> <li>・サービス向上に意欲的に取組む姿勢があるか（運行ルート、便数、ダイヤ、運賃の収受方法等）</li> <li>・利用促進策があるか</li> <li>・提案内容に地域住民に対する配慮や利便性向上の提案がされているか</li> </ul>	30
合計		100

※配点合計が採択基準（60点以上）となった場合に限り、運行予定事業者として選定する。

【配点基準（30点（15点）満点）】

優れている	30(15)
やや優れている	24(12)
標準	18(9)
やや劣っている	12(6)
劣っている	6(3)

【配点基準（10点満点）】

優れている	10
やや優れている	8
標準	6
やや劣っている	4
劣っている	2

# (改訂)伊勢市地域公共交通網形成計画 【補助制度連動化】資料 (一部抜粋)

※背景緑マーク部分が反映箇所となります：表紙、P3、P7

令和8年1月 伊勢市

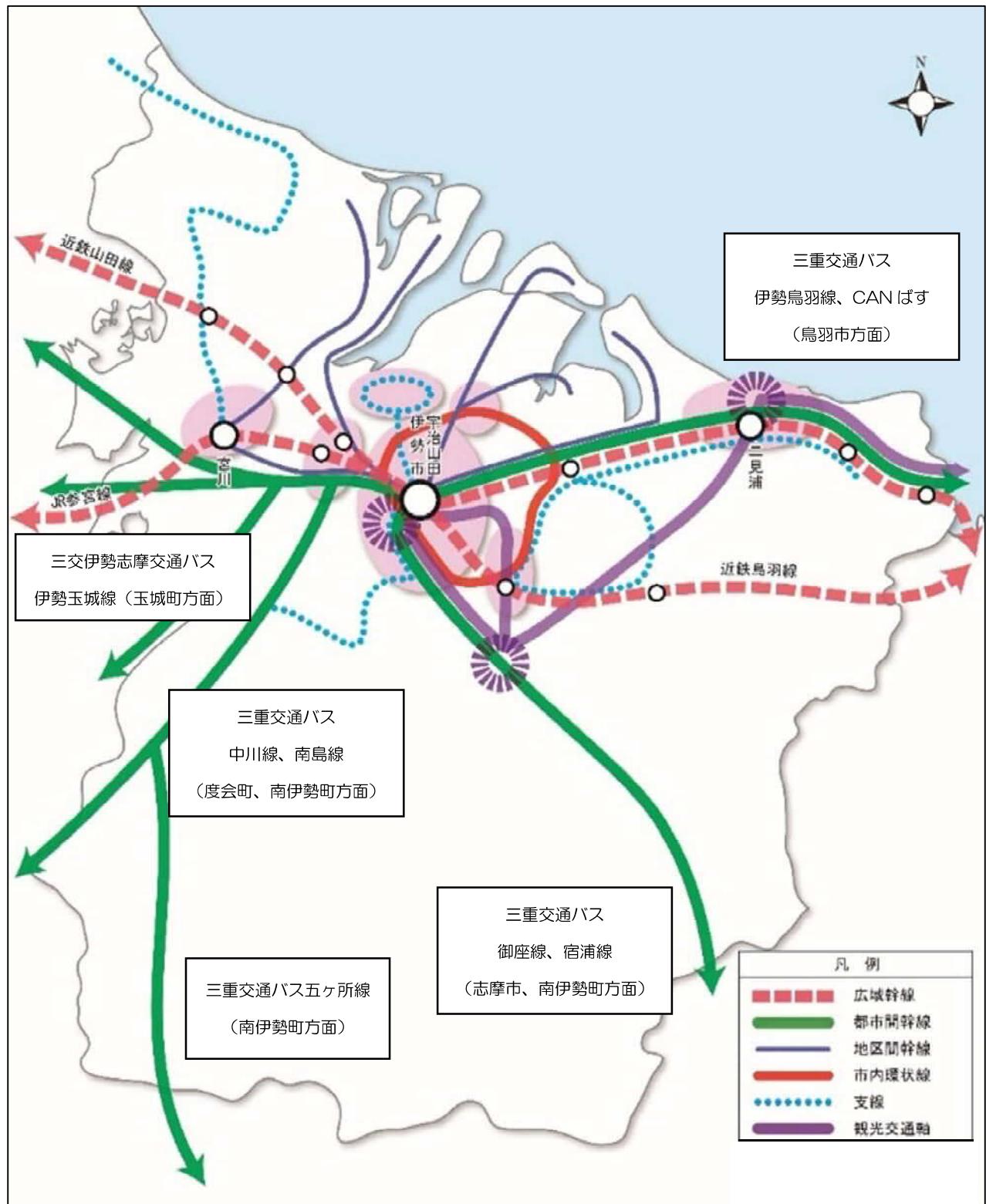
この資料は、令和2年11月の地域交通法の改正に伴い、地域間幹線補助系統国庫補助金や地域内フィーダー系統国庫補助金といった、伊勢市内を運行するバス路線等に対する補助金などの活用を見込む場合、地域公共交通網形成計画に補助対象系統等の位置づけを行う必要があります。本資料においては、それらの事項について記載します。

## 目 次

1.	
補助系統の位置づけ.....	1
1-1.非交通不便地域を支える移動手段.....	2
1-2.交通不便地域を支える移動手段.....	4
1-3.その他の移動手段.....	5
2. 地域公共交通確保維持事業の必要性	
2-1.地域間幹線系統路線.....	6
2-2.地域内フィーダー系統路線.....	8
3. 補助系統に係る事業及び実施主体の概要.....	10
4. 地域公共交通全体の定量的な指標・効果と把握手法	
4-1.定量的な指標と把握方法.....	15
4-2.実施施策と効果.....	16
4-3.路線ごとの数値指標.....	18

# 1. 補助系統の位置づけ

## ●伊勢市地域公共交通体系のイメージ



## 1-1. 非交通不便地域を支える移動手段

### ●伊勢市内バス路線図



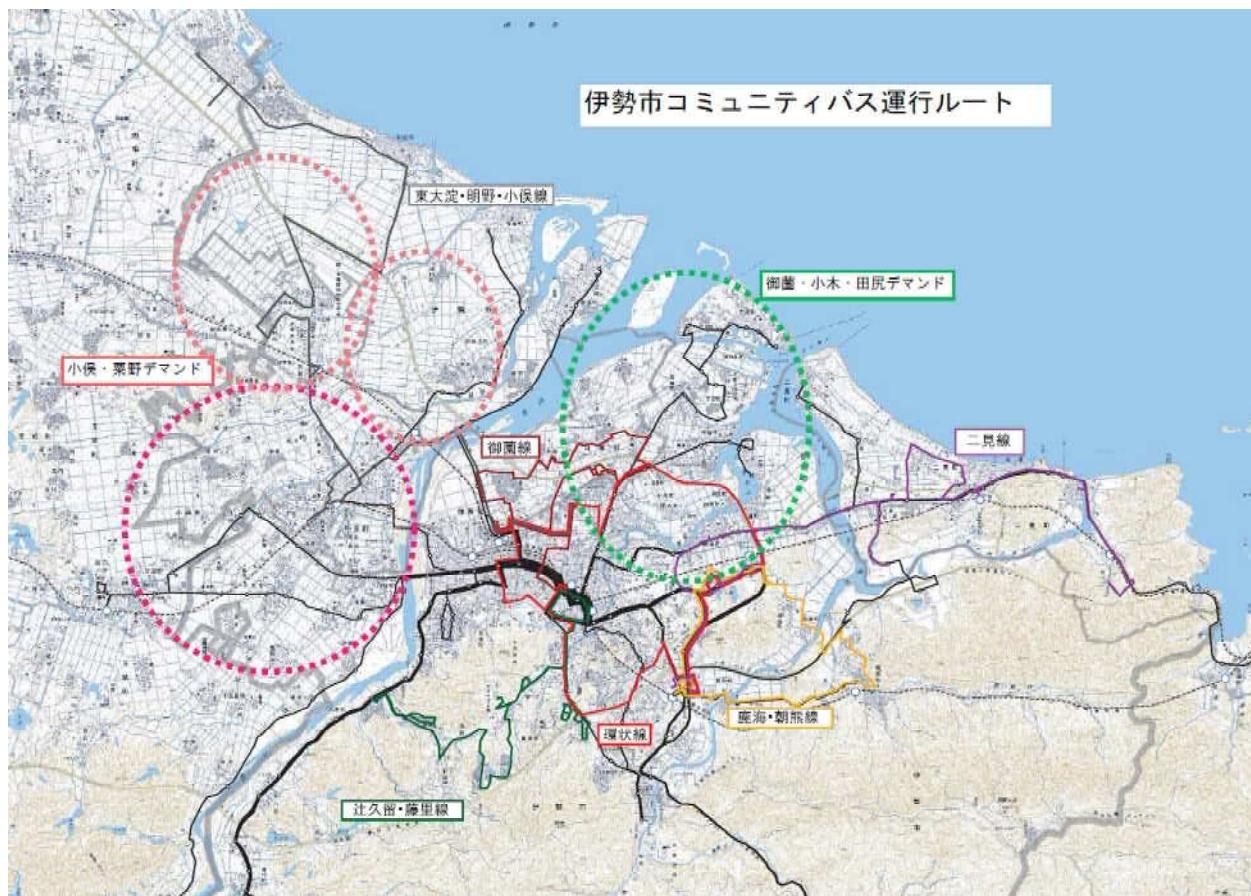
位置付け	系 統	役 割	確保・維持策
広域幹線	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR参宮線</li> <li>近鉄山田線</li> <li>近鉄鳥羽線</li> </ul>	本市と市外や県外など広域的な移動を支える鉄道	交流を促進する地域公共交通として利便性の向上を図る。
都市間幹線	<b>三重交通バス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(31) 南島線</li> <li>(25, 26) 中川線</li> <li>(41) 伊勢鳥羽線</li> <li>(60, 62) 御座線</li> <li>(70) 宿浦線</li> <li>(80) 五ヶ所線</li> </ul>	本市と周辺市町間など比較的広域的な移動を支えるとともに、市内の地区間の移動も担う主要なバス路線	地域公共交通確保維持事業（国や県の幹線補助）を活用し、周辺市町や地区間の交流を促進するとともに、日常の生活を支える地域公共交通として利便性の向上を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢 VISON 線</li> </ul> <p>三交伊勢志摩交通バス</p> <p><b>・(24) 伊勢玉城線</b></p> <p>※斜字は地域間幹線系統路線</p>		
地区間幹線 	<p>三重交通バス</p> <p><b>・(12) 土路今一色線</b></p> <p>・(01、02、07、08) 伊勢市内線</p> <p>・(44) 二見サンアリーナ線</p> <p>・(04) 神社線</p> <p>・(03) 大湊線</p> <p>・(51、55) 外宮内宮線</p> <p>三交伊勢志摩交通バス</p> <p>・(13) 有滝線</p> <p>※斜字は地域間幹線系統路線</p>	<p>本都市間幹線を補完し、市内各地区間の移動を担うバス路線</p>	<p>地域公共交通確保維持事業（国や県の幹線補助）を活用し、地区間の交流を促進するとともに、市内の主要な医療施設への通院や商業施設への買い物など、生活を支える地域公共交通として利便性の向上を図る。</p> <p>※(12) 土路今一色線は、「地域旅客運送サービス継続事業」を活用し、運行を継続する。</p>
市内環状線 	<p><b>おかげバス環状線</b></p> <p>※斜字は地域内フィーダー系統路線</p>	<p>各幹線と支線等を結び、主に本市の中心部を環状に運行するバス路線</p>	<p>地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、高頻度運行による生活利便性向上や集約型都市実現に向けた公共交通網の形成を強化する地域公共交通として利便性の向上を図る。</p>
観光交通軸 	<p>(51、55) 外宮内宮線、(01、02、07、08) 伊勢市内線、CAN ばす</p>	<p>本市の玄関口である伊勢市駅と宇治山田駅、観光集客区域とを結び、観光客の移動の多い区間を運行するバス路線</p>	<p>地域住民だけでなく、観光客の移動も支え、交流を促進する地域公共交通として利便性の向上を図る。</p>

※位置付けごとの路線の役割や確保・維持策は、「(改訂) 伊勢市地域公共交通網形成計画」の第5章にも記載しています。

## 1-2.交通不便地域を支える移動手段

### ●伊勢市コミュニティバス運行ルート



※おかげバスデマンドは区域運行

位置付け	系 統	役 割	確保・維持策
支線	おかげバス •(1) 御薗線（赤） •(2) 辻久留・藤里線（緑） •(7) 鹿海・朝熊線（橙） •(8) 二見線（紫） •(10) 東大淀・明野・小俣線（灰） おかげバスデマンド •小俣・栗野デマンド（桃） •御薗・小木・田尻デマンド（黄緑） 沼木バス 沼木バスデマンド	地区間幹線を補完し、周辺地区間や地区外の最寄り駅など比較的小さな範囲の日常の生活圏（買い物、病院、行政施設）の移動を担うバス路線やデマンド交通	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、地区間の交流を促進するとともに、日常的な買い物など、より身近な生活を支える地域公共交通として利便性の向上を図る。

	※斜字は地域内フィーダー系統路線		
地域運営乗合タクシー	進修おでかけタクシー ・宇治線 ・高麗広線	各幹線や支線でもカバーできない地域において、各公共交通へのアクセスや地域内の日常的な生活移動を担うデマンド交通	地域独自で移動手段を検討や運行を行い、運行を実施する際には、行政や運行事業者が積極的にサポートする

※位置付けごとの路線の役割や確保・維持策は、「(改訂)伊勢市地域公共交通網形成計画」の第5章にも記載しています。

### 1-3. その他の移動手段

資料：多様な輸送手段についてのアンケート 三重県（調査委託：株式会社 創建）令和5年10月11日

位置付け	系 統	役 割	確保・維持策
その他の移動手段	幼稚園の送迎バス  保育園の送迎バス	幼稚園への送迎  保育園への送迎	各幼稚園・保育園が運行（私立のみ）
	小学校のスクールバス・タクシー ・二見浦小学校スクールバス ・みなど小学校スクールバス ・みなど小学校スクールタクシー  中学校のスクールバス・タクシー ・伊勢宮川中学校スクールバス ・二見中学校スクールタクシー	小学校への送迎  中学校への送迎	市が運行

	高校のスクールバス	志摩市、南伊勢町方面から伊勢市内の高校へ向けてのスクールバス	三重交通(株)が運行
	大学のシャトルバス	宇治山田駅から皇學館大学への送迎	大学が運行
	病院の送迎バス ・伊勢赤十字病院 ・三重ハートセンター	主要駅等から各病院への送迎	各病院が運行
これらの他、観光・宿泊施設へのシャトルバス、デイサービス・デイケアや福祉・介護事業所等の送迎 など			

## 2. 地域公共交通確保維持事業の必要性

### 2-1. 地域間幹線系統路線 (事業主体：三重交通(株))

地域公共交通確保維持事業により、国や県の補助を受けながら維持している路線

位置付け	運行系統名	当該系統の必要性
都市間幹線	(31) 南島線	県道伊勢南島線沿いや沼木地区の住民にとって、伊勢市駅などの中心市街地への交通手段として重要な役割を担っているほか、沿線の小学校（佐八小学校、中島小学校）への通学利用もある。沿線に立地する小学校の児童及び高等学校の生徒の通学や地域住民が病院への通院するために必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	(25、26) 中川線	県道伊勢大宮線沿い（城田地区）の住民にとって、伊勢市駅などの中心市街地への交通手段として重要な役割を担っている。沿線に立地する高等学校の生徒の通学や病院への通院の利用に必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	(24) 伊勢玉城線  ※三交伊勢志摩交通(株) が事業主体	小俣地区、城田地区の住民にとって、伊勢市駅などの中心市街地や MEGA ドン・キホーテなどへの商業施設への交通手段を担っている。沿線住民の通勤や沿線に立地する病院への通院、中心市街地への買物、観

		光地へのレジャー等の利用に必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	(60、62) 御座線	志摩方面から伊勢市駅などの中心市街地や市内の高等学校への通学及び伊勢赤十字病院に通院するための交通手段として重要な役割を担っている。伊勢市内や志摩方面から伊勢市駅などの中心市街地や市内の高等学校への通学及び伊勢赤十字病院に通院するための交通手段として必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	(70) 宿浦線	志摩方面から伊勢市駅などの中心市街地や市内の高等学校への通学及び伊勢赤十字病院に通院するための交通手段として重要な役割を担っている。志摩方面から伊勢市駅などの中心市街地や市内の高等学校への通学及び伊勢赤十字病院に通院するための交通手段として必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	(80) 五ヶ所線	県道伊勢南島線沿いや沼木地区の住民にとって、伊勢市駅などの中心市街地への交通手段として重要な役割を担っているほか、沿線の小学校（佐八小学校、中島小学校）への通学利用もある。沿線に立地する小学校の児童や高等学校の生徒の通学等の利用に必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
地区間幹線	(12) 土路今一色線	東豊浜地区、二見町今一色地区及び西地区を運行する唯一のバス路線であり、伊勢市駅などの中心市街地までの移動手段として必要不可欠な路線であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 しかしながら、利用の減少が大きく、運行事業者が路線の廃止も含めた見直しを表明していることから、「地域旅客運送サービス継続事業」に活用し、市を含めた関係者間で連携しながら運行を継続していくこととする。

## 2-2. 地域内フィーダー系統路線 (事業主体：伊勢市)

地域公共交通確保維持事業により、国のフィーダー補助を受けながら維持している路線

位置付け	運行系統名	当該系統の必要性
市内環状線 	おかげバス環状線	市内の各幹線や支線等、かつ、地域の生活拠点である商業施設、医療施設及び公共施設等を結び、地域内の移動を担う路線、幹線を補完する路線として必要不可欠である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
支線 	おかげバス (2) 辻久留・藤里線 (緑)	伊勢市大倉町、辻久留町、前山町、旭町、藤里町、勢田町鷹泊・千寿台団地から鉄道駅（宇治山田駅、伊勢市駅）、公共施設（伊勢市役所、三重県伊勢庁舎等）、藤里町の個人医院への通院、商業施設等への移動手段のほか、令和6年5月に廃止となった無料送迎バスに代わる、鉄道駅から「伊勢やすらぎ公園」へのアクセス手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	おかげバス (7) 鹿海・朝熊線 (橙)	伊勢市朝熊町、一宇田町、鹿海町等からの四郷小学校への通学、伊勢総合病院への通院、近鉄五十鈴川駅、商業施設、公共施設（生涯学習センター）等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	おかげバス (8) 二見線（紫）	伊勢市二見町地区からの伊勢総合病院への通院、近鉄五十鈴川駅、商業施設、公共施設（生涯学習センター）等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	おかげバス (10) 東大淀・明野・小俣線（灰）	明和町大淀地区、伊勢市東大淀町、村松町、小俣町明野地区、野村町等からの鉄道駅（近鉄明野駅・JR宮川駅）、公共施設（小俣郵便局・小俣図書館・小俣総合支所等）、伊勢赤十字病院、小俣町中心部、明和町大淀

		地区の個人医院への通院、商業施設等への移動手段として必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
	沼木バス	沼木地区の住民にとっては、沿線に立地する病院への通院や買物のほか、沿線に立地する小学校の児童や、中学校・高等学校の生徒の通学時に必要不可欠な路線である。一方で、市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

## 第V章 地域公共交通特定事業に 関する施策

# 1. 地域公共交通利便増進実施計画

## (1) 地域公共交通利便増進実施計画の策定

地域公共交通利便増進実施計画とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画であり、地域公共交通計画を実現するための実施計画に位置づけられています。地域公共交通計画において地域公共交通利便増進事業に関する事業を記載した場合、同事業の実施計画である地域公共交通利便増進実施計画を作成することができます。このため、本計画において、地域公共交通利便増進事業に関する施策を位置づけ、今後、関係者と具体的な内容を検討し、地域公共交通利便増進実施計画を策定します。

利便増進事業の事業内容は法第2条第13号で規定されており、国土交通省が公表している「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き詳細編第4版（令和5年10月）」においては以下のとおり整理されています。

### 利便増進事業として位置付けることができる事業

- イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
  - (1) 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更
  - (2) 次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が行うものに限る。以下「自家用有償旅客運送」という。）から道路運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この（2）において同じ。）への転換
    - (i) 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換
    - (ii) 一の種類の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換
    - (iii) 一の種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転換
  - (3) 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更
- 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
  - ① 運賃又は料金の設定
  - ② 運行回数又は運行時刻の設定
  - ③ 共通乗車券の発行
- ハ イ又は□に掲げる事業と併せて行う以下の事業
  - ①乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善

- ②交通結節施設における乗降場の改善
- ③乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦①から⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

## (2) 地域公共交通利便増進事業に関する施策

三重県地域公共交通計画の施策を踏まえ、以下の取組を地域公共交通利便増進事業として位置づけます。関係する実施主体で協議し、具体的な内容が合意されたものについて地域公共交通利便増進実施計画を策定することとします。

### 【利便増進事業として位置付ける取組】

実施地域	実施する事業	地域公共交通計画施策との関連	分類
東紀州地域	1. 地域間幹線系統（島勝線・尾鷲長島線）の再編	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	イ(1)
	2. 地域間幹線系統（熊野新宮（A）線、熊野新宮（B）線）の再編	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	イ(1)
	3. 島勝線の商業施設沿線への乗り入れ	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ(1)
	4. 大又線の商業施設沿線への乗り入れ	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ(1)
	5. 熊野新宮線の運行ルート変更	1-3 地域を支える二次交通の充実と多様な輸送資源の活用	イ(1)
	6. 海山バスセンターの整備	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	ハ②
	7. 通し運賃の適用	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	□①
	8. 時刻表の作成	2-4 交通結節点での円滑な乗り継ぎの推進	ハ③

## 2. 地域旅客運送サービス継続実施計画

### (1) 地域旅客運送サービス継続実施計画の策定

地域旅客運送サービス継続実施計画とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画であり、地域公共交通計画を実現するための実施計画に位置づけられています。地域公共交通計画において地域旅客運送サービス継続事業に関する事業を記載した場合、同事業の実施計画である地域旅客運送サービス継続実施計画を作成することができます。

伊賀地域においては、令和7年1月、運行を確保・維持する必要がある地域間幹線バスとして位置付けている阿波線・玉滝線について、運行事業者から運行継続困難との申し出がありました。しかしながら、当該地域間幹線バス2路線は、旧市町村の生活圏を越えた通学をはじめとした広域的な移動を担っており、代替交通手段の検討・確保が無い中での運行廃止は、当県の地域公共交通計画の基本方針2「広域交通ネットワークの構築・活性化」中2-2「地域間幹線バスの維持・確保」をはじめとした各施策が実現できなくなるとともに、現に当該2路線の利用者にとっては大きな影響をもたらすことが懸念されます。よって、当面の代替交通の確保とともに、当該地域における将来を見据えた持続可能な交通のあり方を検討するため、本計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する施策を位置づけ、今後、関係者と具体的な内容を検討し、地域旅客運送サービス継続実施計画を策定します。

伊勢志摩地域においては、令和7年9月、運行を確保・維持する必要がある地域間幹線バスとして位置付けている土路今一色線について、運行事業者から運行継続困難との申し出がありました。しかしながら、当該地域間幹線バス路線は、旧市町村の生活圏を越えた通学をはじめとした広域的な移動を担っており、代替交通手段の検討・確保が無い中での運行廃止は、当県の地域公共交通計画の基本方針2「広域交通ネットワークの構築・活性化」中2-2「地域間幹線バスの維持・確保」をはじめとした各施策が実現できなくなるとともに、現に当該路線の利用者にとっては大きな影響をもたらすことが懸念されます。よって、当面の代替交通の確保とともに、当該地域における将来を見据えた持続可能な交通のあり方を検討するため、本計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する施策を位置づけ、今後、関係者と具体的な内容を検討し、地域旅客運送サービス継続実施計画を策定します。

## (2) 地域旅客運送サービス継続事業に関する施策

三重県地域公共交通計画の施策を踏まえ、以下の取組を地域旅客運送サービス継続事業として位置づけます。関係する実施主体で協議し、具体的な内容が合意されたものについて地域旅客運送サービス継続実施計画を策定することとします。

### 【地域旅客運送サービス継続事業として位置付ける取組】

実施地域	実施する事業	地域公共交通計画施策との関連	項目
伊賀 地域	1. 事業者撤退に係る阿波線における代替運行の実施	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	民間バス路線による継続
	2. 事業者撤退に係る玉滝(B)線における代替運行の実施	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	民間バス路線による継続
伊勢 志摩 地域	1. 事業者撤退に係る土路今一色線における代替運行の実施	2-2 地域間幹線バスの維持・確保	民間バス路線による継続

## 土路今一色線地域旅客運送サービス継続事業実施スケジュール

項目	令和7年度				令和8年度			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	~	10月
伊勢地域公共交通会議の開催	(1/19)第5回地域公共交通実施方針の協議 ・サービス継続事業の協議 ・公募要領等の協議 ・地域公共交通計画の変更(サービス継続事業の位置付け) ※県協議会でも県計画の変更							
事業者の選定(公募型プロポーザル)								
サービス継続事業実施計画の策定								
申請手続き								

10月1日より運行開始

(3月中旬)第2回事業者選定分  
科会  
・事業者プレゼン選定会議  
・事業者決定  
(2月上旬)第1回事業者選定分科会  
・サービス継続事業実施方針の協議  
・公募要領等の協議

公募期間（2月9日から  
3月6日を目途）

サービス継続事業  
実施計画策定

認定申請  
計画認定  
(想定)